

別表 「ユニバーサルコネク ト モバイルハンディ接続サービス 閉域接続 Dタイプ」

1. ネットワークサービスの実施

乙は甲に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を実施します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、複数の甲設備間を、アクセス回線、アクセスポイント、FENIC Sネットワークサービス用電気通信回線およびFEN ICSネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲が、移動無線機器よりFOMAパケット網を利用したパケット交換方式による電気通信回線を用いてデータ通信を利用できるようにするネットワークサービスです。

3. ネットワークサービス実施の前提条件

(1) 別途甲と乙の間において「FENIC SビジネスIPネットワークサービス 基本サービス」、「FENIC SビジネスEthernetサービス 基本サービス」、「FENIC SビジネスVPNサービス 基本サービス」、「FENIC SビジネスWVSサービス 基本サービス」（以下総称して「基本サービス」という）のうち、いずれかの提供に関する契約がなされているものとします。また、あわせて「FENIC SビジネスEthernetサービス 基本サービス」および「FENIC SビジネスWVSサービス 基本サービス」の場合は「IP接続GW費用」、「FENIC SビジネスVPNサービス 基本サービス」の場合は「オプションインフラ接続サービス費用」の契約が別途必要となります。

(2) 甲は、自己の責任と費用負担で本ネットワークサービスを利用するために必要となる甲設備を用意するものとします。

(3) 乙は、ネットワークサービス用電気通信設備の安定稼働のために、本ネットワークサービスにより行われる電気通信を調査することがあります。乙は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる乙所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。また、乙は、甲が乙所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、ネットワークサービス用電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える場合には、本ネットワークサービスの利用を制限することがあります。

4. ネットワークサービスの内容

(1) 加入サービス

乙は、甲が本ネットワークサービス利用の運用管理のための以下の機能（以下「管理機能」という）を甲に提供できるよう、所定の準備作業を実施します。なお、乙は、甲を識別するための企業識別子および甲の管理機能へのアクセスのための管理者IDを提供します。

- a. 管理者がリモートアクセスサービス利用のためのID（以下「FENIC S ID」という）を任意に登録、変更、削除できる機能
- b. ロール/所属などでFENIC S IDのグルーピングができる機能
- c. 利用者の連続認証失敗によるFENIC S IDのロック、管理者設定による一時ロック/解除ができる機能
- d. 通信状況を把握するために常時採取している通信ログ/アクセスログの検索/表示ができる機能

(2) 初期サービス

乙は、接続サービスを利用できるようにするために、FENIC Sネットワークサービス用電気通信設備およびFENIC Sネットワークサービス用電気通信回線に対して、乙所定の準備作業を行うとともに、甲に対しSIMカードを貸与します。甲は、本ネットワークサービスの利用期間中、乙から貸与されたSIMカードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。また、甲は、本ネットワークサービスの終了時には、SIMカードを乙に返却するものとします。

(3) 接続サービス

乙は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの提供する「FOMA通信サービス」において提供されるFOMAパケット網をアクセス回線として本ネットワークサービスの全部または一部を提供するとともに、当該本ネットワークサービスのための管理機能を甲に提供します。

品目	内容
ハンディプラン5サービス	甲設備への伝送方向について最大7.2Mbpsまで、甲設備からの伝送方向については最大5.7Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス 乙は、料金月毎に、基本利用料に加え、本契約において甲乙間で契約されるハンディプラン5サービスに基づき提供されるすべての移動無線機器にかかわるデータ送受信量の合計（以下「実送受信量」という）が、当該移動無線機器の基本利用料に含まれるデータ送受信量の合計（以下「基本送受信量」という）よりも大きい場合には、実送受信量から基本送受信量を差し引いたデータ送受信量に応じた超過利用料を加算して、甲より収受するものとします。
ハンディプラン10サービス	甲設備への伝送方向について最大7.2Mbpsまで、甲設備からの伝送方向については最大5.7Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス なお、本プランにおいても、乙は、超過利用料を収受することがあるものとし、その算出方法はハンディプラン5サービスの定めを準用するものとします。

(4) 利用料プラン変更サービス

乙は、甲によるハンディプラン5、ハンディプラン10のいずれかひとつのプランから他のプランへの変更の申込に従い、プランの変更を実施します。

(5) SIM再発行サービス

乙は、甲が乙から貸与されたSIMカードを損壊または紛失した場合には、甲の申し入れにより代替のSIMカードを再発行します。なお、損壊の場合、SIMカードの再発行は、乙によるSIMカードの損壊状況の確認後とします。

5. 提供区域

本ネットワークサービスにおけるアクセス回線の提供区域は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの「FOMA通信サービス」の提供区域に準ずるものとします。

6. 接続サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は、接続サービスの提供を中断することができるものとします。

7. 接続サービスサポート受付時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスのサポート受付時間帯は、24時間365日とします。

8. 接続サービスサポート対応時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスのサポート対応時間帯は、月曜日から金曜日まで（祝日および乙の指定する休業日除く）の9時から17時30分までとしますが、利用停止に関する対応サポートは24時間365日とします。ただし、アクセス回線のサポート対応時間帯は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモのサポート対応時間帯に準ずるものとします。

9. 料金月

(1) 本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月20日締めとし、前月21日から当月20日とします。

(2) 本ネットワークサービスのうち超過利用料における料金月は、毎月末日締めとし、当月1日から当月末日とします。

10. 甲の中途解約について

本ネットワークサービスのうち接続サービスにおいては、利用規約の定めにかかわらず、中途解約料金を以下の金額とするものとします。

- (1) サービス実施開始日より1年を経過していない時点での中途解約については、1式あたり20,000円
- (2) サービス実施開始日より1年経過したが基本実施期間内での中途解約については、1式あたり10,000円

11. サービスの実施期間について

利用規約の定めにかかわらず、乙は、6か月以上の予告期間において本ネットワークサービスを終了できるものとします。

12. 利用料金表

本ネットワークサービスにおける利用料金は、以下の利用料金表に記載のとおりとします。

品名	型名	備考	支払種別	単位
モバイルハンディ接続サービス 加入費	NS21200S	管理機能の提供 管理者ID3、企業識別子1	従量料金制（一括払）	式
モバイルハンディ接続サービス 閉域接続 Dタイプ ハンディプラン初期費	NS21201S	SIMカード貸与	従量料金制（従量払）	回線
モバイルハンディ接続サービス 閉域接続 Dタイプ ハンディプラン5利用料	NS21200G	50,000パケット以下の利用料を含む	従量料金制（従量払）	回線
モバイルハンディ接続サービス 閉域接続 Dタイプ ハンディプラン5超過料	NS21201G	50,000パケットを超える利用料 (1,000パケット毎)	従量料金制（従量払）	式
モバイルハンディ接続サービス 閉域接続 Dタイプ ハンディプラン10利用料	NS21202G	100,000パケット以下の利用料を含む	従量料金制（従量払）	回線
モバイルハンディ接続サービス 閉域接続 Dタイプ ハンディプラン10超過料	NS21203G	100,000パケットを超える利用料 (1,000パケット毎)	従量料金制（従量払）	式
モバイルハンディ接続サービス 閉域接続 Dタイプ 利用プラン変更費	NS21202S		従量料金制（一括払）	式
モバイルハンディ接続サービス 閉域接続 Dタイプ SIM再発行費	NS21203S		従量料金制（従量払）	回線

[変更内容]

(2012年3月12日) 本別表を適用します。

[凡例]

本別表では、以下の略称を用いています。

略称	名称
Mbps	mega bits per second
SIM	Subscriber Identity Module

以上